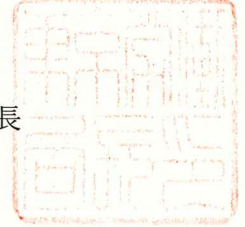


東労発基 0917 第 2 号

令和 3 年 10 月 5 日

東京経営者協会 会長 殿

東京労働局長



最低賃金及び中小企業に対する各種支援策の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都最低賃金は、東京地方最低賃金審議会における審議を経て、令和 3 年 10 月 1 日から 1 時間 1,041 円に改正されます。

今回の改正額は、改正前に比較して 28 円（引上げ率 2.76%）の引上げとなり、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められているところです。

東京労働局では、東京都内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、9 月及び 10 月を「東京労働局 最低賃金・支援策周知強化期間」と位置づけ、集中的取組を推進しております。

つきましては、最低賃金及び各種支援策について、傘下の団体への周知、広報等への掲載、開催行事でのリーフレット配布等、各種助成金の積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。